決算行政監視委員会

決算行政監視調査室

１　決算等

決算は、国の一会計年度における予算執行の実績を表示したものであり、財政国会中心主義の下、議会における審査を通じ、予算に基づいて行われた財政行為についての内閣の責任を明らかにし、将来の財政計画や予算編成等に資するものである。

憲法第90条第１項は、決算について、「すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」として内閣に国会提出を義務づけており、その提出時期は、「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする」（財政法第40条第１項）とされている。この点に関し、決算の早期審査の観点から、決算の提出を早めることを内容とする要請が参議院より内閣に対して行われたことを背景として、平成15年度決算からは、国会が開会している場合には11月20日前後に提出されている[1]。

令和５年度決算及び令和６年度決算については、それぞれ国会に提出後、継続案件[2]となっている。

以下では、まず、直近に提出された令和６年度決算等の概要等及び同年度決算検査報告の概要を説明した後、令和５年度決算等の概要等を説明することとする。

(1) 令和６年度決算等の概要及び審議状況

ア　概要

一般会計決算は、収納済歳入額135兆9,808億円余、支出済歳出額123兆239億円余であり、財政法第41条の差引き剰余は12兆9,568億円余であった。また、財政法第６条の純剰余金は２兆2,645億円余であった。これは、①歳出において、厚生労働省所管の「基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入」の項の決算額が予算計上額を下回ったこと[3]などにより４兆3,109億円余が不用となったこと、また、②歳入において、税収が見込みを１兆7,970億円余上回り、日本銀行納付金等の税外収入も見込みを１兆6,055億円余上回ったことや公債金を５兆円余減額したことなどによって生じたものである。

特別会計決算（13特別会計[4]の単純合計）は、収納済歳入合計額425兆6,986億円余、支出済

[1] 11月後半に国会が開会しておらず、その時期に決算が国会に提出されなかった例としては、平成16年度決算、平成26年度決算及び令和２年度決算があり、第164回国会（常会）の召集日（平成18年１月20日）、第190回国会（常会）の召集日（平成28年１月４日）及び第207回国会（臨時会）の召集日（令和３年12月６日）にそれぞれ提出された。

[2] 決算は、先例上、一度提出されたときは、その会期において審議が終了しない場合においても、後の会期において審議されるものであり、次の国会に再び提出されず、これは、衆議院が解散された場合も同様である。

[3] 具体的には、年金特別会計基礎年金勘定において、基礎年金給付費が予算額を相当程度下回ると見込まれたことから、基礎年金給付費の財源である基礎年金国庫負担の繰入を一部抑制したこと等により不用が生じたものである。

[4] 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融資、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興の各特別会計

歳出合計額407兆3,951億円余であって、計18兆3,034億円余の決算上の剰余が発生し、そのうち、６兆385億円余を積立金に積み立てるなどし、９兆622億円余を各特別会計の令和６年度歳入に繰り入れ、３兆2,026億円余を令和７年度一般会計へ繰り入れることとした[5]。

国税収納金整理資金の受払いは、収納済額103兆7,547億円余、支払命令済額及び歳入組入額102兆1,537億円余であり、資金残額は１兆6,010億円余である。

政府関係機関決算（４機関[6]の単純合計）は、収入決算総額２兆 794 億円余、支出決算総額２兆 451 億円余である。

国有財産の令和６年度末現在額は、令和５年度末現在額より２兆 7,938 億円余増加し、140 兆 4,882 億円余である。

国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和６年度末現在額は、令和５年度末現在額より 762 億円余増加し、１兆 3,567 億円余である。

－最近５年間の予算・決算の推移－

（単位：億円）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	歳入	予算額	1,756,877	1,425,992	1,392,195	1,275,803	1,265,149
		決算額	1,845,788	1,694,031	1,537,294	1,402,016	1,359,808
	歳出	予算現額	1,822,658	1,733,796	1,616,468	1,455,332	1,375,782
		決算額	1,475,973	1,446,495	1,323,855	1,275,788	1,230,239
特別会計	歳入	予算額	4,252,632	4,654,997	4,525,290	4,352,264	4,367,942
		決算額	4,175,611	4,555,544	4,478,921	4,282,654	4,256,986
	歳出	予算現額	4,265,286	4,672,537	4,543,612	4,376,515	4,365,674
		決算額	4,045,188	4,410,814	4,323,539	4,125,344	4,073,951
政府関係機関	収入	予算額	24,316	26,775	20,047	22,340	27,150
		決算額	10,958	9,955	12,693	19,764	20,794
	支出	予算現額	25,370	32,335	25,192	26,461	30,607
		決算額	8,040	6,646	10,243	18,164	20,451

（備考）予算額又は予算現額は、補正後の額。決算額は、一般会計及び特別会計では収納済歳入額と支出済歳出額、政府関係機関では収入済額と支出済額

（出所）財務省資料を基に作成

イ　審議状況

令和６年度決算等は、令和７年９月２日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月５日に内閣へ回付した。その後、決算等は、同月18日の閣議決定を経て、同日第219回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同年12月16日の本委員会への付託後、第221回国会（特別会）まで継続されている。

[5] このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は３兆 1,254 億円余であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和７年度歳入に繰り入れることとした。

[6] 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の各機関

(2) 令和６年度決算検査報告の概要

令和６年度の歳入、歳出等に関し、会計検査院が、国、政府関係機関、国の出資団体等の検査対象機関について実施した検査の結果、「令和６年度決算検査報告」に掲記された事項等の総件数は319件であり、指摘金額は計約540億8151万円である。

－最近５年間の検査報告掲記事項の各事項等[7]の件数と指摘金額－

（単位:件、億円）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
①不当事項	157	66.3	265	104.3	285	97.6	294	77.3	271	86.7
②意見表示・処置要求事項	15	204.8	19	327.9	20	309.6	22	522.3	17	334.3
③処置済事項	20	1,837.5	22	23.8	28	173.0	22	50.6	19	122.6
④特記事項	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
指摘事項(①～④の計)	192	2,108.7	306	455.2	333	580.2	338	648.6	307	540.8
⑤国会及び内閣に対する報告(随時報告)	2		1		3		1		5	
⑥国会からの検査要請事項に関する報告	5		1		4		0		2	
⑦特定検査対象に関する検査状況	11		2		4		6		5	
合　計	210	2,108.7	310	455.2	344	580.2	345	648.6	319	540.8

（備考）「金額」は「指摘金額」（租税等の徴収不足額、工事等に係る過大な支出額、補助金の過大交付額、計算書等に適切に表示されていなかった資産等の額など）のみ。なお、重複があるため、事項等別の金額を合算したものと合計の欄とは一致しない年度がある。

（出所）会計検査院資料を基に作成

(3) 令和５年度決算等の概要及び審議状況

ア　概要

一般会計決算は、収納済歳入額140兆2,016億円余、支出済歳出額127兆5,788億円余であり、財政法第41条の差引き剰余は12兆6,227億円余であった。また、財政法第６条の純剰余金は8,517億円余であった。これは、①歳出において、予備費の使用総額が予算計上額を下回ったことなどにより６兆8,910億円余が不用となったこと、また、②歳入において、税収が見込みを２兆4,651億円余上回り、日本銀行納付金等の税外収入も見込みを１兆7,032億円余上回ったことや公債金を９兆5,000億円余減額したことなどによって生じたものである。

特別会計決算（13特別会計[8]の単純合計）は、収納済歳入合計額428兆2,654億円余、支出

[7] 各事項等は、検査報告に掲記される事項等であり、①「不当事項」とは検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めたもの、②「意見表示・処置要求事項」とは会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は改善の処置を要求したもの、③「処置済事項」とは会計検査院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じたもの、④「特記事項」とは事業効果、事業運営等の見地から広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため特に掲記を要すると認めたもの、⑤「国会及び内閣に対する報告（随時報告）」とは会計検査院法第 30 条の２の規定により国会及び内閣に対して報告したもの、⑥「国会からの検査要請事項に関する報告」とは国会法第 105 条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について、会計検査院法第 30 条の３の規定により国会に報告した検査の結果、⑦「特定検査対象に関する検査状況」とは会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況である。なお、「不当事項」から「特記事項」までは、適切とは認められない事態の記述で通常「指摘事項」と呼ばれている。

[8] 脚注４参照

済歳出合計額412兆5,344億円余であって、計15兆7,309億円余の決算上の剰余金が発生し[9]、そのうち、５兆4,319億円余を積立金に積み立てるなどし、８兆2,837億円余を各特別会計の令和６年度歳入に繰り入れ、２兆152億円余を令和６年度一般会計へ繰り入れることとした。

国税収納金整理資金の受払いは、収納済額100兆7,232億円余、支払命令済額及び歳入組入額99兆413億円余であり、資金残額は１兆6,819億円余である。

政府関係機関決算（４機関[10]の単純合計）は、収入決算総額１兆 9,764 億円余、支出決算総額１兆 8,164 億円余である。

国有財産の令和５年度末現在額は、令和４年度末現在額より５兆 8,595 億円余増加し、137 兆 6,943 億円余である。

国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和５年度末現在額は、令和４年度末現在額より 367 億円余増加し、１兆 2,804 億円余である。

イ　審議状況

令和５年度決算等は、令和６年９月３日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月６日に内閣へ回付した。その後、決算等は、同月29日の閣議決定を経て、同日第216回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同年12月23日の本委員会への付託後、第217回国会（常会）令和７年５月12日に概要説明の聴取が行われ、第221回国会（特別会）まで継続されている。

２　予備費等

予算の執行段階において、当初予想し得なかった事態の発生や、事情の変更等により、経費の不足が生じたり、新たな経費が必要となることは免れ得ないことから、憲法第87条は「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。」（第１項）とし「すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。」（第２項）と定めている。

(1) 令和６年度予備費使用の概要及び審議状況

ア　概要

令和６年度一般会計予備費の予算額は１兆円[11]である。その使用総額は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等60件、6,958億円余であり、差引使用残額

[9] このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は３兆 699 億円余であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和６年度歳入に繰り入れることとした。

[10] 脚注６参照

[11] 当初予算で計上。なお、令和６年度補正予算（令和６年 12 月 17 日成立）により追加された予算総則第 20 条では、この予備費のそれまでに使用決定した金額を除く金額のうちの 1,000 億円については、「令和６年能登半島地震及び令和６年９月 20 日から同月 23 日までの間の豪雨による被害の被災者の生活及び生業の再建その他同被害からの復旧・復興に要する経費に使用する」こととされた。

は3,041億円余である。

また、令和６年度においては、令和５年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は１兆円である。その使用総額は、燃料油価格激変緩和対策事業等に必要な経費等２件、9,891億円余であり、差引使用残額は108億円余である。

なお、特別会計予備費の予算総額は5,998億円余（補正後）[12]であったが、その使用はなかった。

イ　審議状況

令和６年度予備費の使用については、第217回国会（常会）に「令和６年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）」外２件[13]が提出され[14]、その後、継続審議となっていたが、各件は、第220回国会（常会）において衆議院が解散されたことに伴い、いずれも審査未了となった。今後、各件は、第221回国会（特別会）に改めて提出されることが見込まれる[15]。

(2) 令和７年度予備費の予算計上等

一般会計予備費の予算額は、１兆 4,492 億円余（補正後）[16]である。

特別会計予備費の予算総額は、5,892 億円余（補正後）[17]である。

これらの予備費の使用決定を受けて、予備費使用総調書及び各省各庁使用調書が第 221 回国会（特別会）に提出されることが見込まれる。

３　会計検査院による報告

(1) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院は、会計検査院法第30条の２の規定により、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、毎年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとされている。

なお、第219回国会（臨時会）の開会以降に会計検査院は国会及び内閣に対する報告（随時報告）を行っていない（令和８年２月10日現在）。

[12] 当初予算で 6,548 億円余計上、補正予算で 550 億円減額

[13] その他、「令和６年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）」及び「令和６年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）」

[14] 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等については、早期の審議機会の確保の観点から、予備費の使用決定に係る閣議決定日等を基準として、毎年４月から翌年１月までの分を記載した「その１」と２月及び３月の分を記載した「その２」の二つに区分されて国会に提出されている。

[15] 改めて提出されるに際しては、令和６年度予備費として「その１」及び「その２」の区分はなされない見込みである。

[16] 当初予算の政府案で１兆円計上、衆議院修正で 2,500 億円減額、参議院修正で 105 億円余減額、補正予算で 7,097 億円余増額。

[17] 当初予算で 6,362 億円余計上、補正予算で 470 億円減額。

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

各議院又は各議院の委員会は、国会法第105条の規定により、会計検査院に対し、特定の事項について検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。会計検査院は、会計検査院法第30条の３の規定により、検査要請があった事項について、検査の結果がまとまり次第、要請元に報告している。

第219回国会の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである（令和８年２月10日現在）。

報　告　事　項　名	要請年月日・要請元	報告年月日
国庫補助金等により独立行政法人、基金法人及び都道府県に設置造成された基金の状況に関する会計検査の結果について	令和6. 6.10 参議院（決算委員会）	令和7.12.24
有償援助（ＦＭＳ）による防衛装備品等の調達の状況に関する会計検査の結果について	令和6. 6.10 参議院（決算委員会）	令和8. 1.16

４　総務省が行う評価及び監視等の調査結果

本委員会は、総務省が行う評価及び監視等の調査結果についての調査に関する事項を所管している。総務省が行う評価及び監視には、政策評価及び行政運営改善調査がある。

(1) 政策評価

政策評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき、各府省が自ら政策を評価し、見直しや改善に反映させる取組である。総務省は、同法の規定等に基づき、特定分野の政策評価の点検（客観性担保評価）、政策評価の実施状況等を年１回取りまとめて国会報告を行う等の役割を担っている。

令和７年度において総務省が行った客観性担保評価の取組結果として、「令和６年度　規制に係る政策評価の点検結果」が令和７年７月22日に、「令和７年度　租税特別措置等に係る政策評価の点検結果」が同年11月25日に、それぞれ公表されている[18]。

(2) 行政運営改善調査

行政運営改善調査は、政策担当府省とは異なる主体である総務省が政策効果の把握・分析を行い、各府省自身では気付くことができない政策の設計上・運営上の課題を摘示し、各府省における政策改善・政策推進に資する情報を提供する取組である。行政運営改善調査には、全国共通的な行政上の課題について全国的な調査網により調査する「全国計画調査」と地域に密着した行政上の課題について地方機関により調査する「地域計画調査」がある。このほか、行政運営改善調査として、複数の府省にまたがる政策について、政府全体としての政策の統一性又は総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）も行っている。

第219回国会（臨時会）の開会以降に総務省は統一性・総合性確保評価に基づく勧告等を

[18] https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/torikumi.html

行っていない（令和８年２月10日現在）。

内容についての問合せ先
決算行政監視調査室　近藤首席調査員（内線 68680）